

第8章 食品衛生

さいたま市では、市民が安心して食生活をおくれるよう、生産、製造から流通、消費に至るまで総合的な食の安全の確保を図る上での基本的な考え方や、施策の方向性を示すものとして平成16年度に「さいたま市食の安全基本方針」を策定した。保健所では、「食品衛生法」に基づき、食品関係施設の営業許可を行うとともに、食品等の安全性を確保するため「さいたま市食品衛生監視指導計画」に基づき、監視指導及び食品の検査並びに食品関係従事者に対する衛生教育等の業務を行っている。

また、平成30年6月に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、令和3年6月1日から原則としてすべての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理が義務付けられた。さらに、営業許可制度の見直し及び営業届出制度が創設され、それに伴い、食品衛生に関する条例（埼玉県条例第32号）に定められた6業種の営業許可が廃止された。

1 営業許可

旧食品衛生法で定められた34業種及び新食品衛生法で定められた32業種について、営業の許可等を行っている。

〈 根拠法令等(令和3年5月31日までに許可を取得した場合) : 旧食品衛生法第52条 〉

〈 根拠法令等(令和3年6月1日以降に許可を取得した場合) : 新食品衛生法第55条 〉

旧食品衛生法による許可を要する施設数

(令和5年3月31日現在)

業種		(年度末現在) 施設数	新規	更新	※ 廃業	業種		(年度末現在) 施設数	新規	更新	※ 廃業
飲食店	一般食堂・レストラン	1,395	0	0	385	食肉販売業	148	0	0	47	
	仕出し・弁当屋	150	0	0	51	食肉製品製造業	4	0	0	0	
	旅館	27	0	0	10	乳酸菌飲料製造業	0	0	0	0	
	その他	4,801	0	0	1,668	食用油脂製造業	1	0	0	1	
菓子(パンを含む)製造業		669	0	0	233	マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0	
乳処理業		0	0	0	0	みそ製造業	3	0	0	0	
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0	醤油製造業	0	0	0	0	
乳製品製造業		0	0	0	1	ソース類製造業	3	0	0	2	
集乳業		0	0	0	0	酒類製造業	5	0	0	0	
魚介類販売業		189	0	0	68	豆腐製造業	23	0	0	6	
魚介類せり売業		1	0	0	1	納豆製造業	1	0	0	0	
魚肉ねり製品製造業		2	0	0	1	めん類製造業	24	0	0	7	
食品の冷凍又は冷蔵業		34	0	0	8	そうざい製造業	57	0	0	8	
缶詰・瓶詰食品製造業		1	0	0	1	添加物製造業	3	0	0	0	
喫茶店営業		298	0	0	161	食品の放射線照射業	0	0	0	0	
あん類製造業		1	0	0	0	清涼飲料水製造業	5	0	0	0	
アイスクリーム類製造業		2	0	0	1	氷雪製造業	0	0	0	0	
食肉処理業		26	0	0	8	計	7,873	0	0	2,668	

※旧食品衛生法による許可施設が令和3年6月1日以降に許可期限満了となり継続して営業する場合は、新食品衛生法による新規許可を取得することとなった。そのため、旧食品衛生法による許可施設が継続して営業するために新食品衛生法による新規許可を取得した施設も、便宜上、通常の廃業施設に加え上記表の「廃業」に計上している。

新食品衛生法による許可を要する施設数

(令和5年3月31日現在)

業種	(年度末現在) 施設数	新規	更新	廃業	業種	(年度末現在) 施設数	新規	更新	廃業
飲食店営業	3,554	1,798	0	75	氷雪製造業	0	0	0	0
調理の機能を有する自動販売機営業	24	14	0	0	液卵製造業	0	0	0	0
食肉販売業	96	45	0	2	食用油脂製造業	1	1	0	0
魚介類販売業	89	52	0	1	みそ又はしょうゆ製造業	3	1	0	0
魚介類競り売り営業	1	0	0	0	酒類製造業	5	3	0	0
集乳業	0	0	0	0	豆腐製造業	6	3	0	0
乳処理業	0	0	0	0	納豆製造業	1	0	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	麺類製造業	14	6	0	0
食肉処理業	5	3	0	0	そうざい製造業	87	52	0	1
食品の放射線照射業	0	0	0	0	複合型そうざい製造業	2	2	0	0
菓子製造業	367	211	0	4	冷凍食品製造業	2	1	0	0
アイスクリーム類製造業	3	2	0	0	複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0
乳製品製造業	0	0	0	0	漬物製造業	19	11	0	0
清涼飲料水製造業	2	1	0	0	密封包装食品製造業	4	3	0	0
食肉製品製造業	1	0	0	0	食品の小分け業	11	5	0	0
水産製品製造業	11	6	0	0	添加物製造業	1	0	0	0
					計	4,309	2,220	0	83

新食品衛生法による届出を要する施設数

(令和5年3月31日現在)

業種	(年度末現在) 施設数	新規	※廃業	業種	(年度末現在) 施設数	新規	※廃業
魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	625	10	37	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	55	26	0
食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	710	15	39	農産保存食料品製造・加工業	8	1	0
乳類販売業	1,588	32	111	調味料製造・加工業	4	0	0
氷雪販売業	9	1	0	糖類製造・加工業	1	1	0
コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	1,203	191	39	精穀・製粉業	1	1	1
弁当販売業	75	27	7	製茶業	8	1	2
野菜果物販売業	121	32	6	海藻製造・加工業	4	0	0
米穀類販売業	35	2	0	卵選別包装業	2	2	0
通信販売・訪問販売による販売業	10	6	0	その他の食料品製造・加工業	49	12	2
コンビニエンスストア	259	56	13	行商	56	26	0
百貨店、総合スーパー	226	24	9	集団給食施設	469	147	8
自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	390	58	13	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	23	0	0
その他の食品・飲料販売業	1,529	451	63	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	3	2	0
添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	0	0	0	その他	51	8	1
いわゆる健康食品の製造・加工業	5	1	0	計	7,519	1,133	351

※令和3年6月1日の法改正により、さいたま市食品衛生法施行条例で規定していた旧届出業種も再編された。新法では各施設は主たる業種のみでの届出となったため、過去の届出の一部が廃業となり、統計上、廃業数が増加している。

2 監視指導

食品関係施設の監視業務は、食品の収去検査業務とともに食品衛生の根幹をなす業務である。監視指導計画に基づき、食中毒の発生リスクの高い施設、広域流通食品製造施設等に対する重点的な監視を行なっている。また、食品等事業者に対して HACCP に沿った衛生管理の実施状況を確認し、パンフレット等を用いて助言・指導を行っている。

生鮮食品と加工食品の流通拠点である市場を経由する食品の安全を確保するため、大宮市場内に市場監視係を設置し、大宮市場および浦和市場の監視等を重点的に行っている。

〈 根拠法令等 : 食品衛生法第 28 条、第 30 条 〉

旧食品衛生法による許可を要する施設の監視件数

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

業種		(年度末現在) 施設数	監視件数	業種	(年度末現在) 施設数	監視件数
飲食店	一般食堂・レストラン	1,395	230	食肉販売業	148	325
	仕出し・弁当屋	150	143	食肉製品製造業	4	5
	旅館	27	10	乳酸菌飲料製造業	0	0
	その他	4,801	1,550	食用油脂製造業	1	1
菓子(パンを含む)製造業		669	285	マーガリン又はショートニング製造業	0	0
乳処理業		0	0	みそ製造業	3	0
特別牛乳搾取処理業		0	0	醤油製造業	0	0
乳製品製造業		0	0	ソース類製造業	3	5
集乳業		0	0	酒類製造業	5	1
魚介類販売業		189	2,565	豆腐製造業	23	15
魚介類せり売業		1	63	納豆製造業	1	1
魚肉ねり製品製造業		2	2	めん類製造業	24	63
食品の冷凍又は冷蔵業		34	172	そうざい製造業	57	56
缶詰・瓶詰食品製造業		1	2	添加物製造業	3	0
喫茶店営業		298	34	食品の放射線照射業	0	0
あん類製造業		1	0	清涼飲料水製造業	5	0
アイスクリーム類製造業		2	1	氷雪製造業	0	0
食肉処理業		26	143	計	7,873	5,672

新食品衛生法による許可を要する施設の監視件数

(令和5年3月31日現在)

業種	(年度末現在) 施設数	監視件数	業種	(年度末現在) 施設数	監視件数
飲食店営業	3,554	300	氷雪製造業	0	0
調理の機能を有する自動販売機	24	0	液卵製造業	0	0
食肉販売業	96	159	食用油脂製造業	1	0
魚介類販売業	89	122	みそ又はしょうゆ製造業	3	0
魚介類競り売り営業	1	49	酒類製造業	5	1
集乳業	0	0	豆腐製造業	6	1
乳処理業	0	0	納豆製造業	1	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	麺類製造業	14	0
食肉処理業	5	46	そうざい製造業	87	4
食品の放射線照射業	0	0	複合型そうざい製造業	2	1
菓子製造業	367	45	冷凍食品製造業	2	0
アイスクリーム類製造業	3	1	複合型冷凍食品製造業	0	0
乳製品製造業	0	0	漬物製造業	19	3
清涼飲料水製造業	2	1	密封食品製造業	4	0
食肉製品製造業	1	0	食品の小分け業	11	3
水産製品製造業	11	2	添加物製造業	1	1
			計	4,309	739

新食品衛生法による届出を要する施設の監視件数

(令和5年3月31日現在)

業種	(年度末現在) 施設数	監視件数	業種	(年度末現在) 施設数	監視件数
魚介類販売業(包装済みの魚介類のみの販売)	625	426	コーヒー製造・加工業(飲料の製造を除く。)	55	0
食肉販売業(包装済みの食肉のみの販売)	710	385	農産保存食料品製造・加工業	8	0
乳類販売業	1,588	481	調味料製造・加工業	4	0
氷雪販売業	9	100	糖類製造・加工業	1	0
コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	1,203	85	精穀・製粉業	1	0
弁当販売業	75	4	製茶業	8	0
野菜果物販売業	121	328	海藻製造・加工業	4	2
米穀類販売業	35	52	卵選別包装業	2	0
通信販売・訪問販売による販売業	10	0	その他の食料品製造・加工業	49	1
コンビニエンスストア	259	2	行商	56	1
百貨店、総合スーパー	226	13	集団給食施設	469	65
自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く。)	390	6	器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。)	23	0
その他の食料・飲料販売業	1,529	2,890	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	3	0
添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。)	0	0	その他	51	0
いわゆる健康食品の製造・加工業	5	0	計	7,519	4,841

※令和3年6月1日の法改正による届出制度の創設に伴い、さいたま市食品衛生法施行条例で規定していた旧届出業種も再編された。旧法での届出施設の監視は新法で当てはまる業種に読替えて計上している。

3 食品等の検査

不良食品の排除と健康被害の発生防止を目的として、市内で製造または流通している食品等の収去検査および買上検査を行っている。

なお、検査はさいたま市健康科学研究センターに依頼している。

〈 根拠法令等 : 食品衛生法第 28 条 〉

食品等の検査実施件数

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

検査項目	国内産		輸入品	
	検体数	項目数	検体数	項目数
微生物	123	184	10	20
理化学	274	22,645	46	3,377
残留農薬	86	19,068	12	2,595
(再掲)県内産農産物	43	9,401		
食品添加物	99	2,426	28	624
(再掲)指定外添加物	76	1,014	18	244
(再掲)防かび剤 ※1	0	0	9	48
動物用医薬品	19	929	3	153
放射性物質	21	42	0	0
汚染物質(その他 ※2)	12	24	1	2
アレルギー物質	16	128	0	0
遺伝子組換え食品	0	0	0	0
自然毒	10	10	1	1
その他 ※3	11	18	1	2
合計	397	22,829	56	3,397

※1 割りばしの防かび剤(溶出試験)を含む

※2 有機スズ化合物、重金属

※3 酸価、過酸化物価、ホウ酸、水分活性

4 違反・苦情の処理状況

監視、収去等によって発見した不良食品、違反施設等に対し、関係法令に基づいて指導等を行っている。

〈 根拠法令等 : 食品衛生法、食品表示法 〉

違反食品等発見処理件数

(令和5年3月31日現在)

		発見区分			合計		
		監視等発見	収去時発見	通報・届出			
違反理由	法違反 (疑含む)	第6条(不衛生食品等の販売等の禁止)			4	4	
		第12条(添加物等の販売等の制限)					0
		第13条(食品等の規格及び基準)		2	1		3
		第16条(有害器具等の販売等の禁止)					0
		第18条第2項(器具等の規格及び基準)					0
		第19条第2項(表示の基準)					0
		第20条(虚偽の又は誇大な表示又は広告の禁止)					0
		第55条第1項(旧第52条第1項)(営業の許可)			15		15
		その他(食品表示法違反含む)		1	6		7
		(小計)	0	3	26		29
	その他	条例					0
		衛生規範等					0
		その他					0
		(小計)	0	0	0		0
処理内容	行政処分	営業許可の取消し				0	
		営業の禁止・停止			3		3
		食品等の廃棄					0
		食品等の返品					0
		食品等の回収					0
		食品等の移動停止					0
		(小計)	0	0	3		3
	始末書等	報告書		1	1		2
		始末書			15		15
		口頭説諭			1		1
		(小計)	0	1	17		18
	その他	調査指導依頼		2			2
		現地調査指導等			9		9
		(小計)	0	2	9		11

苦情食品(施設)受付件数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
総数	26	27	36	27	31	39	43	36	30	33	29	34	391	
内容	有症	10	5	15	6	6	8	10	10	13	7	8	13	111
	異物混入	11	13	10	8	12	14	14	15	8	8	12	7	132
	腐敗変敗	1	0	0	1	2	2	1	0	0	1	0	3	11
	表示	3	2	2	3	5	7	8	3	0	6	2	3	44
	許可	0	0	0	0	1	0	0	2	1	1	0	0	5
その他	1	7	9	9	5	8	10	6	8	10	7	8	88	

5 食中毒統計

食中毒発生件数は4件であった。

〈 根拠法令等 : 食品衛生法第58条 〉

発生年月	摂食者数	患者数	原因食品	原因物質	原因施設
令和4年4月	1	1	アジ、イワシの刺身	アニサキス	魚介類販売店
令和4年5月	4	2	不明 (令和4年5月25日に原因施設で調理、提供された食品)	カンピロバクター・ ジェジュニ	飲食店
令和4年8月	1	1	ワラサの刺身	アニサキス	飲食店
令和4年11月	2	1	しめさば	アニサキス	飲食店

6 食の安全性に関する意見交換及び情報提供

食品安全基本法及び食品衛生法により、食品の安全性確保に関する施策を策定、実施する際には、広く住民の意見を求めなければならないと定められている。

市では「さいたま市食の安全基本方針」を策定し、消費者、事業者及び行政などが積極的に意見交換をすることで、よりよい施策の策定に努めるとともに、消費者主体の活動を支援及び市民講座の開催などの食の安全性に関する知識の普及啓発を実施している。

保健所では、食品衛生情報の提供及び意見交換を行う機会として、以下の事業を行っている。

〈 根拠法令等 : 食品安全基本法第9条、旧食品衛生法第64条、第65条、新食品衛生法第70条、第71条 〉

(1) 一日食品衛生監視員

例年、市民を対象に食品衛生の普及啓発を目的として、さいたま市内の大規模製造施設等において、一日食品衛生監視員を実施しているが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため開催を見合わせ、市内小学5年生を対象に食品衛生監視員の業務内容に関する資料を配布した。

(2) 衛生講習会

食品衛生上の危害の発生防止と地域における食品衛生意識の向上を目的に、食品関係業者等を中心に、広く市民までを対象とした食品衛生講習会を実施している。

食品衛生講習会実施状況

対象者	実施回数	参加人員
食品関係業者	23	1,708
給食従事者	3	271
福祉関係従事者	0	0
市民モニター	1	26
教育関係者	0	0
市民	7	214
合計	34	2,219

※オンライン及び書面開催の参加人数は計上していない。